特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
16	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の実施に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

市川町は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益の保護に影響を与えることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし

評価実施機関名

兵庫県市川町長

公表日

令和6年3月28日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の実施に関する事務
②事務の概要	新型コロナウイルス感染症及び物価高騰の影響を受けた生活困窮者への支援策として、臨時特別給付金及び価格高騰緊急支援給付金を低所得者へ支給する。 住民税賦課基準日以降に市川町に転入した世帯を対象とし、前住所自治体に対して、自治体中間サーバーを利用し、住民税の課税情報を取得する。
③システムの名称	統合宛名システム、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金ファイル、課税情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律　第10条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律　第9条第1項　別表第1第101項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第74条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（情報提供の根拠） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律　第19条第8号　別表第2第121項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第59条の4	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉課
②所属長の役職名	健康福祉課長

6. 他の評価実施機関
なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	市川町　総務課　〒679-2392　兵庫県神崎郡市川町西川辺165-3　Tel:0790-26-1010（代表）

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市川町　健康福祉課福祉係　〒679-2392　兵庫県神崎郡市川町西川辺165-3　Tel:0790-26-1013

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[ ] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月28日	Ⅰ関連情報　1.特定個人情報を取り扱う事務　②事務の概要	・「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領（令和3年12月21日付府政経運第423号通知）」に基づく、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事務を行っており、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」（以下、「番号法」という。）の規定により、以下の事務において、特定個人情報を取り扱う。①支給要件の確認に必要な、税情報等の各種情報の照会【情報連携の概要】・対象者の税情報等の確認のため、個人番号を利用し、情報提供ネットワークシステムに接続された端末を介し、情報連携を行う。	新型コロナウイルス感染症及び物価高騰の影響を受けた生活困窮者への支援策として、臨時特別給付金及び価格高騰緊急支援給付金を低所得者へ支給する。 住民税賦課基準日以降に市川町に転入した世帯を対象とし、前住所自治体に対して、自治体中間サーバーを利用し、住民税の課税情報を取得する。	事後	臨時的な対応としての給付金事業が、国の度重なる事業追加により、令和5年度になっても継続していることから、今後の事業実施に備え、包括的な表現としたため
令和6年3月28日	Ⅰ関連情報　3.個人番号の利用　法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一第100項番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第73条「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」（令和3年法律第38号）第10条（「特定公的給付」に指定）	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律　第10条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律　第9条第1項 別表第1　第101項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第74条	事後	臨時的な対応として給付金事業が、国の度重なる事業追加により、令和5年度になっても継続していることから、今後の事業実施に備え、包括的な表現としたため
令和6年3月28日	Ⅰ関連情報　4.情報提供ネットワークシステムによる情報　②法令上の根拠	（情報提供の根拠） 番号法第19条第8号 別表第二121の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の4	（情報提供の根拠） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律　第19条第8号 別表第2 第121項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第59条の4	事後	臨時的な対応としての給付金事業が、国の度重なる事業追加により、令和5年度になっても継続していることから、今後の事業実施に備え、包括的な表現としたため
令和6年3月28日	Ⅱしきい値判断項目　1.対象人数　1.対象人数　いつ時点の計数か	令和3年12月10日	令和5年12月1日	事後	
令和6年3月28日	Ⅱしきい値判断項目　1.対象人数　2.取扱者数　いつ時点の計数か	令和3年12月10日	令和5年12月1日	事後	